



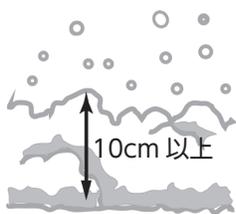
冬期間の快適な生活のため
除雪作業にご協力をお願いします

砂川市の除雪作業

市では、通勤・通学に支障のないように、夜間から早朝（午前2時から7時まで）に除雪作業を行うことを基本としています。そのため、早朝に雪が降り始め、通勤・通学の時間帯までに作業が終わらないときは除雪を見合わせる場合もあります。

除雪を行うとき

10cm以上雪が積もり、人や車の通行が難しいとき



風雪や地吹雪で吹きだまりが発生したとき



わだちによる交通障害が起こりそうなとき



除雪を見合わせる時

早朝に雪が降り始め、通勤・通学の時間帯までに作業が終わらないとき



警報などが発令されるほど悪天候なとき



道路の雪が踏み固まっているときや気温が上がりすぎに解ける見込みのとき





安全な作業のためご協力をお願いします

● 路上駐車をしなさい ●

路上駐車をしている車があると、除雪作業の遅れやその先の除雪ができなくなるおそれがあります。また、救急・消防活動に支障をきたしますので、必ず駐車場などを利用しましょう。

● 流雪溝はルールを守って利用する ●

砂川流雪溝は、国道、道道、市道などの一部に整備されています。一度に多くの雪を入れたり、決められた時間以外に雪を入れると、流雪溝が詰まり、水があふれ出すおそれがありますので、必ずルールを守りましょう。



● 雪を道路や川に捨てない ●

雪を道路に捨てると、道路幅が狭くなったり、凸凹路面ができてスリップ事故の原因になるなど、自動車や歩行者にとって大変危険です。また、川に捨てると転落防止柵の破損や川の流れがせき止められることがありますので、絶対にやめましょう。

● 除雪車両に近づかない ●

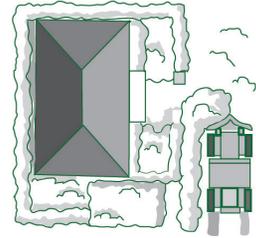
除雪車の周囲は大変危険です。車体が大きく、思っている以上に死角が多くなっています。

● 不要不急の問い合わせは日中に ●

除雪作業中の運転手への問い合わせは、作業全体の遅れにつながります。不要不急の問い合わせは日中に維持係までご連絡ください。

● 自宅の出入り口などは各家庭で除雪を ●

除雪作業は通行幅を確保するためのかき分け除雪によって行うため、除雪した雪が皆さんの自宅の出入り口などを塞いでしまうことがあります。



除雪作業では、原則間口の除雪を行っていませんので、各家庭で作業を行っていただきますようお願いいたします。

また、民間業者などに玄関や車庫前の除雪を依頼したとき、自前の雪の堆積場がない場合は、排雪を含めた依頼を行いましょう。

● 個人の敷地内の雪は排雪不可 ●

市が行うのは、道路に積もった雪の除排雪のため、屋根の雪下ろしで出た雪や庭に積もった雪など、個人の敷地内で出た雪を持っていくことはできません。個人の敷地内で雪の堆積スペースを確保するか市の雪捨場（焼山）へ排雪を行うようお願いいたします。

屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯などに作業費用を助成しています

【対象】

おおむね 70 歳以上の高齢者世帯または重度身体障がい者世帯

【対象作業】

- ① 屋根の雪下ろし作業または落雪などにより塞がれた窓などの雪の除去作業
- ② 前項の作業およびそれに伴う排雪運搬

【助成要件】

作業を実施しなければ、災害の発生または日常生活に支障が出るおそれがあると認められること

※助成金額などの詳細は広報すながわ 11 月 1 日号をご覧ください。下記までお問い合わせください。

関高齢者支援係 Tel 54-2121



道路の除雪についてはそれぞれの担当へお問い合わせください

【国道】札幌開発建設部滝川道路事務所 Tel 22-4147

- 国道 12 号

【道道】札幌建設管理部滝川出張所 Tel 22-3434

- 芦別砂川線 (115 号)
- 砂川新十津川線 (283 号)
- 砂川停車場線 (322 号)
- 文珠砂川線 (627 号)
- 砂川歌志内線 (1027 号)
- 砂川奈井江美唄線 (1130 号)

【市道】維持係 Tel 54-2121

担当が分からない場合は、維持係へお問い合わせください。